

## 【補註7】Ālavī (アーラヴィー国)

[0] アーラヴィー (P. *Ālavī*, Skt. *Aṭavī*) は釈尊がアーラヴァカ・ヤッカ (*Ālavaka-yakka*) を降伏されたところとして有名である<sup>(1)</sup>。またこの地には、釈尊が「四摂事をもって人々を摂する (*catūhi saṅgahavatthūhi parisam saṅgāhantā-naṃ*) 第一」と褒め称えた、優れた優婆塞のハッタカ (*Hatthaka ālavaka*) 長者があった<sup>(2)</sup>。「アーラヴィカー」 (*ālavikā*) とも呼ばれるセラー (P. *Selā*, Skt. *Śailā*) 比丘尼もこの地の出身である<sup>(3)</sup>。ヴァンギーサ長老とその師ニグローダ・カッパ (*Nigrodhakappa*) は、この地のアッガーラヴァ・テェーティヤ (*Aggālava cetiya*) に住んでいたとされ、またニグローダカッパはそこで入滅した<sup>(4)</sup>。また種々の制戒の因縁になる事件がアーラヴィーを舞台とする<sup>(5)</sup>。雨安居地伝承は、釈尊のこの地における雨安居を一回数える。年次を挙げる雨安居地伝承はそれを第16年とする。

なおアーラヴィーについてはすでに本モノグラフの第6号 (【論文5】 - 【4】 - 【4】) に資料を紹介してあるため、ここに全てを繰り返すことは避ける。合わせて参照されたい。

- (1) *SN.010-012* (vol.I p.213) : *Suttanipāta 001-010* (p.031) など。
- (2) *AN.001-014-001~007* (vol.I p.026) . 原始仏教聖典中のハッタカ長者の記事については『モノグラフ』第6号【論文5】【4】 - 【4-3】参照。*SN.-A.* (vol.I p.316) 、*AN.-A.* (vol.I p.389) 、*Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol I p.217) によれば、ハッタカ長者はもとアーラヴィー国の王子であり (*Ālavaka kumāra*) 、アーラヴァカ・ヤッカの犠牲に供されるところを釈尊に救われ、ヤッカから釈尊に手渡されたことからハッタカ (手) ・アーラヴァカと呼ばれるようになったという。
- (3) 彼女も前註のハッタカと同様にアーラヴィー王の娘とされる (*Therīgāthā-A.*, p.062) 。しかし *SN.005-001* (vol.I p.128) 、『雑阿含』1198 (大正02 p.325下) 、『別訳雑阿含』214 (大正02 p.453中) に登場する *Ālavikā* (阿騰毘、曠野) 比丘尼と *SN.005-009* (vol.I p.134) 、『雑阿含』1202 (大正02 p.327上) 、『別訳雑阿含』218 (大正02 p.454下) に登場する *Selā* (尸羅、石室) が同一人物である確証はない。*SN.-A.*も同一人物であるとは言及していない。
- (4) 『モノグラフ』第6号【論文5】【4】 - 【4-2】参照。
- (5) アーラヴィーで制戒された戒については『モノグラフ』第6号【論文5】【4】【4-4~15】

[1] *Ālavī* の漢訳名としては以下のものがある。

[1-1] A資料には次のような訳語が見出される。

- 阿邏鞞伽邏：中阿含 040「手長者經」卷上 (大正01 p.482下) 、中阿含 041「手長者經」卷下 (大正01 p.484中)
- 阿羅毘：増一阿含 028-003 (大正02 p.650上) 、十誦律 (大正23 p.010下など) 、十誦律 (大正23 p.020中)
- 阿羅鞞：鼻奈耶 (大正24 p.875b)
- 阿茶鞞：五分律「僧殘006」 (大正22 p.013上など)
- 阿茶鞞：五分律「墮006」 (大正22 p.039下)
- 曠野：雜阿含 594 (大正02 p.159上) 、雜阿含 1213 (大正02 p.330下) 、雜阿含 1221 (大正02 p.333上) 、別訳雑阿含 188 (大正02 p.442上) 、別訳雑阿含 255 (大正02 p.463上) 、四分律「捨墮011」 (大正22 p.613下など) 、五分律「墮037」 (大正22 p.053中) 、僧祇律「僧殘006」 (大正22 p.276上など)
- 曠野：僧祇律「尼薩耆波夜提013」 (大正22 p.307下)

[1-2] B資料およびその他の資料には以下のような漢訳語が見出される。

- 阿羅毘：出曜經 (大正04 p.672中) 、大集經 (大正13 p.371下) 、薩婆多毘尼毘婆沙 (大正23 p.520下) 、善見律毘婆沙 (大正24 p.776下) 、毘尼母經 (大正24 p.841中) 、大智度論 (大正25 p.261上) 、四諦論 (大正32 383上)
- 阿羅毘迦：善見律毘婆沙 (大正24 p.764中)
- 阿臘：仏所行讚 (大正04 p.040中)
- 曠野：根本有部律「波羅市迦003」 (大正23 p.663上など) 、法句譬喻經 (大正04 p.607中) 、雜寶藏經 (大正04 p.486下)
- 曠野：大般涅槃經 (40卷 大正12 p.460下) 、大般涅槃經 (36卷 大正12 p.703上)
- 大野：八大靈塔名號經 (大正32 p.773中)

[2] アーラヴィーは漢訳では国や村とされるが、どのような規模の場所であったのか。

パーリのニカーヤと律はアーラヴィーに「国」「都」などの行政単位としての属性を一切与えていない。以下は、漢訳資料やアッタカターがこの地を国、城、村のいずれにするか、参考として調査した結果である。

[2-1] 「国」とするA資料には以下のものがある。

- 別訳雑阿含 188 (大正02 p.442上) : 曠野国
- 四分律「捨墮011」 (大正22 p.613下など) : 曠野国
- 十誦律 (大正23 p.010下など) : 阿羅毘国

[2-2] 「国」とするB資料には以下のものがある

- 薩婆多毘尼毘婆沙 (大正23 p.520下) : 阿羅毘国

補註

大智度論（大正 25 p.261 上）：阿羅毘国

大集經（大正 13 p.371 下）：阿羅毘国

[2-3] 「城」とするA資料には以下のものがある。

四分律「単提 006」（大正 22 p.638 下など）：曠野城

僧祇律「単提 006」（大正 22 p.336 下など）：曠野城

[2-4] 「城」とするB資料は以下のものである。

善見律毘婆沙（大正 24 p.776 下）：阿羅毘城

[2-5] 「村」とするA資料には以下のものがある。

五分律「僧残 006」（大正 22 p.013 上など）：阿茶脾邑

五分律「墮 006」（大正 22 p.039 下）：阿茶脾邑

五分律「墮 007」（大正 22 p.040 上）：阿茶脾邑

五分律「墮 037」（大正 22 p.053 中）：曠野鬼村

僧祇律「僧残 006」（大正 22 p.276 中など）曠野聚落に曠野精舎があったとする。

僧祇律「尼薩耆波夜提 013」（大正 22 p.307 下）：曠野聚落

[2-6] 「村」とするB資料には以下のものがある。

大般涅槃經（大正 12 p.703 上）：曠野聚落

善見律毘婆沙（大正 24 p.764 中）：阿羅毘迦者。是聚落名也。

[2-7] 以下は「精舎」「林」「澤」その他とするA資料である。

中阿含 040「手長者經」卷上（大正 01 p.482 下）：阿邏鞞伽邏

中阿含 041「手長者經」卷下（大正 01 p.484 中）：阿邏鞞伽邏

増一阿含 028-003（大正 02 p.650 上）：阿羅毘祠側

別訳雜阿含 255（大正 02 p.463 上）：第一曠野林

雜阿含 1221（大正 02 p.333 上）、雜阿含 1213（大正 02 p.330 下）：曠野禽獸之處

[2-8] B資料には以下のものがある。

根本有部律「波羅市迦 003」（大正 23 p.663 上など）：曠野林

根本有部律「泥薩祇波逸底迦 014」（大正 23 p.736 下）：曠野林

法句譬喻經（大正 04 p.607 中）：曠野澤

仏所行讚（大正 04 p.040 中）：阿臘山<sup>(1)</sup>

(1) 『ブダチャリタ』の梵文は欠。第 21 章の第 18 偈。チベットは 'brog。

[2-9] パーリのアッタカターではアーラヴィーは 'raṭṭha' または 'nagara' とされる。

SN.-A. (vol.I p.189) = SN.005-001 (vol.I p.128) の註：「アーラヴィカー」とはアーラヴィーに生まれ、  
アーラヴィー・ナガラから出て出家した〔諸比丘〕のことである (*ālavikā ti ālavīyaṃ jātā ālavinagarato yeva ca nikkhama pabbajitā*)。

SN.-A. (vol.I p.316) = SN.010-012 (vol.I p.213) の註：「アーラヴィーにおいて」とは、「アーラヴィー」  
はラッタの名前でも、ナガラの名前でもある。そして、その〔アーラヴァカ・ヤッカの〕住処はナガラの近く、  
1 ガーヴァタだけのところにあった。世尊はそこに住して、そのナガラを托鉢場所として、「アーラヴィーに住  
した」と言われる (*ālavīyan ti ālavī ti taṃ raṭṭham pi nagaram pi. tañ ca bhavaṇaṃ nagarassa avidūre*  
*gāvutamatte ṭhitam. bhagavā tattha viharanto taṃ nagaraṃ upanissāya ālavīyaṃ viharati ti vutto*)。

AN.-A. (vol.I p.389) = AN.001-014-001~007 (vol.I p.026) の註：〔ハッタカ・アーラヴァカが〕現在  
の仏の出現の時にアーラヴィー・ラッタの、アーラヴィー・ナガラにおいて、アーラヴィー王の家に生まれ、  
翌日、食事の器とともにアーラヴァカ〔・ヤッカ〕のもとに送られた (*imasmim buddhuppāde ālaviraṭṭhe*  
*ālavinagare ālavakassa rañño gehe paṭisandhim gaṇhi, sve bhaccāṭṭiyā saddhim ālavakassa pesetabbo*  
*ahosi*)。

AN.-A. (vol.II p.224) = AN.003-004-034 (vol.I p.136)：「アーラヴィーにおいて」とは、アーラヴィー・  
ラッタにおいての意である (*ālavīyan ti ālaviraṭṭhe*)。

Samantapāsādikā (vol.III p.561) = Vinaya 'Samghādhisesa 006' (vol.III p.144) の註：「アーラヴァカー」  
とは、アーラヴィー・ラッタで生まれた子供がアーラヴァカーという (*tattha ālavakā ti ālaviraṭṭhe jātā*  
*dārakā ālavakā nāma*)。

Samantapāsādikā (vol.IV p.760) = Vinaya 'Pācittiya 011' (vol.IV p.034) の註：〔釈尊が樹神にそこ  
に行くように示した〕その樹はアーラヴィー・ラッタに (*ālaviraṭṭhe*) あったのではなくて……

Jātaka-A.016 Tipallatthamiga-j. (vol.I p.160)：ある時、師がアーラヴィー・ナガラを托鉢場所として、アッ  
ガーラヴァ・テエティヤに住された時に (*ekasmim hi kāle satthari ālavinagaraṃ nissāya aggālave*  
*cetiye vihara-nte*……)

[2-10] アーラヴィーには建国にまつわる伝説がある。もっとも詳細な『根本有部律』「波逸底迦 082」（大正  
23 p.883 下）、bka' 'gyur, 'dul ba (北京版 Ñe, 140b/6-) の伝承によれば、以下のようである。

釈尊が王舎城・竹林園におられた時、南方の千人力の壮士が王舎城に至り、影勝（Bimbisāra）王に謁見して自身の武力を述べ、王は喜んで重禄を与えて大将に任じる。時に摩竭陀（マガダ）国と憍薩羅（コーサラ）国との間に大曠野処があり、そこで500の群賊が旅商を襲うため人の往来が絶えていた。王は大将に命じて賊を成敗させる。大将は500人の中の100人を射殺して、残りの400人を説得して殺さず、新しく城を築いて諸人を集め、其処に住み曠野城（Aṭavi）と名づける。この城の人々は結婚の祝い事の際には大将を招いて歓待することを取り決めたが、ある時、貧しい人が結婚しようにも大将を歓待する余裕がなかったため、新妻の初夜を大将に捧げることにした。これより以後それが慣習になってしまったが、ある時、結婚をひかえた娘が曠野城の男たちを「妻を先に他の男に与えるなどとは男ではない」と侮辱し、それをきっかけとして、人々は大将を殺害する。大将は死ぬ間際に「我が本意ではなく、汝らが自ら望んでやったことではないか」と言ったうえで、葉叉に生まれ変わって人々を喰らう邪願をたてる。

大将は葉叉に生まれ変わって曠野叢林中に住んで人々に災害をもたらした。人々は謝罪して、日ごとに一人一人を彼の食事にあてることにする。ある時、ある長者に子が授かったがその家の順番が回ってきてしまい、子を葉叉に差し出すことになってしまう。その時、釈尊は長者の妻子と曠野城の人々を憐れみ、遊行して曠野城に至り、葉叉に法を説いて三帰・五戒を授ける。葉叉は長者の子を釈尊に奉り、釈尊はその子を父母に返し、葉叉が手ずから釈尊にあずけ、釈尊から手ずから父母に与えたことから、その子は曠野手（Hastaka āṭavaka）と名づけられた。曠野手が成長すると、彼は人々から王に選ばれた。

その時、影勝王、勝光（Prasenajit）王、明勝（Udayana）王、リッチャヴィの貴族らが、世羅（Selā）比丘尼が勝音城（Roruka, Rauruka）より連れてきて妙音（Ghoṣila）長者に養育させた、除患（Bhiru）大臣（Rudrāyaṇa 王の大臣）の娘・紺容（Śyāmavati）を求めたが、彼女は曠野手に嫁ぐことを望んだ。

釈尊は曠野手が紺容と会ってしまうと、愛に染まって生死中から出離できなくなることを知って、王舎城から曠野城に行き、牛跡捨地（Gomagga?）に臥しておられた。曠野手は釈尊が牛跡捨地に來られたことを聞いて、そこに赴く。釈尊は曠野手に説法し、不還果を獲得させる（AN.003-004-034, vol.I p.136、『増一阿含』028-003、大正02 p.650上に対応する）。曠野手が紺容に去るも留まるも自由にさせると、紺容は仏子のために給仕人になることを望む。曠野手は四事供養をして欠乏させることがなかった。

曠野手は命終した後、無熱天に生まれ、そこから釈尊のところへ詣で、偈を唱えて消える（『雑阿含』059 大正02 p.159上、『別訳雑阿含』188 大正02 p.442上に対応する）。

全同ではないが、同様の物語が他に存する。人を喰らう葉叉の因縁を語る、アーラヴィーの建国に関わる冒頭の部分は『雑宝蔵經』（大正04 p.486下）、『法句譬喻經』（大正04 p.607中）に類似する物語があり、『大般涅槃經』（40巻 大正12 p.460下）、『大般涅槃經』（36巻 大正12 p.703上）、SN.010-012（vol.I p.213）の註釈である SN.-A.（vol.I p.316）、AN.001-014-001~007（vol.I p.023）の註釈である AN.-A.（vol.I p.389）、Suttanipāta（p.31）の註釈である Suttanipāta-aṭṭhakathā（vol.I p.217）は、葉叉の由来を物語る箇所はなく、人を喰らう葉叉から救われた子供がハッタカ長者になるくだりを物語る<sup>(1)</sup>。

ここで重要なのは建国に関わる箇所であるが、ピンピサーラ王から派遣された人物がアーラヴィーの初代の王になることから、アーラヴィーとマガダ国との関わりが示されていると考えられる。なおこれを支持する資料として、一件のみであるが『雑阿含』1326（大正02 p.364中）が「一時佛在摩竭提國人間遊行。到阿闍鬼住處夜宿」とする。この伝説を信用するならば、アーラヴィーの建国は新しく、ピンピサーラ王の代に、すなわち釈尊の時代に成立し、それ以前はこの地は単なる文字通りの「曠野」であり、アーラヴィーはマガダ国の勢力範囲内にあったことになるであろう。

確かにアーラヴィーのサンスクリット語形は‘Aṭavi’であり、これは本来「森」の意味である。‘āṭavika’には「林棲者」の意がある。この地名の意識の漢訳がすべて「曠野」としているのはそれによっている。

ただし南伝ではアッタカターにもこの建国伝説は語られておらず、しかもハッタカ・アーラヴァカの父親がアーラヴィー王であったとし、アーラヴァカ・ヤッカの前生が王であるとする北伝と異なっていて一致しない。また北伝のアーラヴィー建国伝説は、『雑阿含』590（大正02 p.156下）や『別訳雑阿含』183（大正02 p.439中）に過去世の話として語られる曠野の五百の群賊と無関係ではないかもしれない。

(1) パーリのアッタカターのアーラヴィー国王が狩猟の際に夜叉に出くわし、国民を犠牲にすることで自身を救う件は、『Jātaka 398 Sutano-j.の過去話にパーラーナシー王・ブラフマダッタの物語としてほぼ同文で語られている。

[3] アーラヴィーの風土、他の都市ないしは国との地理的關係はどのようなものであるか。

[3-1] 風土については以下のような資料がある。

冬の季節には寒い地であったとされる。

AN.003-004-034? 035（vol.I p.136）：釈尊がアーラヴィーの牛の道（Go-magga）のシンサパー樹林（siṃsapāvana）の葉の敷物（paṇṇasanthara）におられた時、ハッタカ・アーラヴァカが散歩の途中でそこを通りかかって、釈尊に「よくお休みになされましたか」と声をかけ、釈尊はそれに答えて「私はこの世でよく休めるものの一人である」と答えられる。それに対してハッタカは「大徳よ、冬の夜は寒く、〔マーガ月の最後の4日間とパグナ月の最初の4日間の〕8日間は雪の降る時節です。地は牛の蹄に蹂躪されて荒れ、葉の敷物は薄く、樹の葉はまばらで、袈裟衣は冷たくて、冷たいヴェーランバ風が吹きます（sitā, bhante,

hemantikā ratti, antaraṭṭhako himapā-tasamayo, kharā gokaṇṭakahatā bhūmi, tanuko paṇṇasantharo, virāḷāni rukkhassa pattāni, sītāni kāsāyāni vatthāni, sito ca verambho vāto vāya-ti)」と言う。

増一阿含 028-003 (大正 02 p.650 上) : 一時佛在阿羅毘祠側。爾時極爲盛寒樹木凋落。爾時手阿羅婆長者子。出彼城中在外經行。漸來至世尊所。到已頭面禮足在一面坐。爾時彼長者子白世尊言。不審。宿昔之中得善眠乎。世尊告曰。如是童子。快善眠也。時長者子白佛。今盛寒日萬物凋落。然復世尊。坐用草蓐所著衣裳極爲單薄。云何世尊作是說。我快得善眠。……

大智度論 (大正 25 p.261 上) : 阿羅毘國土風寒。又多蒺藜。佛於中坐臥。不以爲苦。

大智度論 (大正 25 p.649 下) : 阿羅婆伽林中棘刺寒風。佛在中宿。

またアーラヴィーは耕作に適さない土地であったのか、養蚕が盛んであったらしい。

*Vinaya 'Nissaggiya 011'* (vol.III p.224) によれば、アーラヴィーにおいて六群比丘が敷具に絹糸を混ぜようと思ひ、養蚕人 (*Kosiyakāraka*) のところに行くが、その養蚕人をはじめ人々から批難がおこり、釈尊は比丘が絹糸を混ぜて敷具を作ることを禁止したとある。『四分律』「捨墮 011」(大正 22 p.613 下)、『五分律』「捨墮 021」(大正 22 p.034 下) も同様である。『僧祇律』「尼薩耆波夜提 013」(大正 22 p.307 下) では制戒は毘舍離であるが、ある比丘がアーラヴィー (廣野聚落) に絹糸をもらいに行くことが事の発端である。

*Dhammapada-A.* (vol.III p.170)、*Suttanipāta-A.* (vol.I p.266) に見られる釈尊が織師の娘 (*pesakāradhitar, tantavāya-dhitar*) を教化する物語が、アーラヴィーを舞台とすることも偶然ではないであろう。

[3-2] 地理的な情報は以下のものがある。

*Vinaya 'Senāsānakkhandhaka'* (vol.II pp.170~175) : 釈尊は舍衛城からキターギリ (*Kiṭṭāgiri*) に赴かれ、キターギリ (*MN.070 Kiṭṭāgiri-s.* vol.I p.473 によればカーシ国の *nigama*) に随意の間住されてからアーラヴィーに赴かれ、随意の間アーラヴィーに住された後に王舎城に向かわれる。

*Vinaya 'Senāsānakkhandhaka'* (vol.II p.175) : 摩訶迦葉が王舎城で雨安居を過ぎてからアーラヴィーに至る。

五分律「墮 007」(大正 22 p.040 上) : 釈尊がアーラヴィーからコーサンビーのゴーシタ園に赴く (時佛從阿茶脾邑。到拘舍彌國瞿師羅園)。

五分律「墮 006」(大正 22 p.039 下) : 釈尊が舍衛城からアーラヴィーに至る (佛在舍衛城。與五百比丘僧。至阿茶脾邑)。

四分律「房舍捷度」(大正 22 p.943 上) : 釈尊がマガダからアーラヴィーに至る (爾時世尊。從摩竭國。至曠野城)。

根本有部律「波逸底迦 082」(大正 23 p.884 上) : マガダ国とコーサラ国の中間に位置した (摩揭陀橋薩羅二國中間。大曠野處)。

法句譬喻經 (大正 04 p.607 中) 王舎城から三四十里 (去城三四十里。於曠野澤中)。

*SN.-A.* (vol.I p.319)、*Suttanipāta-A.* (vol.I p.220) : 釈尊が舍衛城から 30 由旬行って [アーラヴァカ・ヤッカ] の住処に入る (*sāvattitho tiṃ-sa yojanāni gantvā tassa yakkhassa bhavanaṃ pāvīsi.*)。

以上から、アーラヴィーの位置は以下の条件によって限定されるかもしれない。

- ①カーシ (キターギリ) と王舎城の間
- ②マガダ国とコーサラ国の中間
- ③コーサンビーにも移動が可能
- ④『法句譬喻經』「王舎城から三四十里」、*SN.-A.* と *Suttanipāta-A.* 「舍衛城から 30 由旬」

すでに【論文 5】にあげた資料であるが、もう一度『法顯傳』と『大唐西域記』を確認する。

『法顯傳』(大正 51 p.864 上) は「法顯還向巴連弗邑。順恒水西下十由延得一精舍。名曠野。佛所住處。今現有僧。復順恒水西行十二由延。到迦尸國波羅奈城。城東北十里許得仙人鹿野苑精舍。……」と記し、パータリプトラから西に 10 由旬、パーラーナシーから東に 12 由旬のところに曠野 (アーラヴィー) があつたとする。

『大唐西域記』(大正 51 p.908 上; 水谷 vol. II p.358) は戦主国の大城 (現 *Ghāzipur*) より東へ行くこと二百余里に阿迦陀羯刺僧伽藍 (現 *Ballia* の東 1 マイルの小村 *Bikapur* に比定される) があり、そこから東南へ行くこと百余里で南してガンジスを渡り摩訶婆羅邑 (現 *Arrah* の西 6 マイルの *Masār* 村に比定される) に至り、ガンジスの北に那羅延天祠 (現 *Revelganj* に比定される) があり、そこから東へ行くこと三十余里のところに無憂王の建てた牽堵波があつて、そこで釈尊が曠野鬼を降伏したと伝えている。またその伏鬼牽堵波から東南へ百余里で一牽堵波 (如来が寂滅して舍利が八分された際に、舍利を量った婆羅門が瓶についていた舍利を入手して立てた瓶塔の跡) があつて、そこから東北へガンガーを渡り百四、五十里で吠舍釐国に至るといふ。

近代の研究の成果としては、A. Cunningham と A. F. R. Hoernle はアーラヴィーを the United Provinces (*Uttar Pradesh* の旧称、公式名 *Provinces of Agra and Oudh*) の *Unnao* ディストリクトの *Newal* もしくは *Nawal* に比定し、Nandalal Dey は *Etāwah* の北東 27 マイルの *Aviwa* (*Airwa*) に比定した<sup>(1)</sup>。Āḷavi をカーシの西にする宮坂有勝『仏教の起源』(山喜房仏書林、1971 年) の付録の地図、Kaṇṇakujja の南にするシカゴ大学の地図 (*A Historical*

*Atlas of South Asia*, The University of Chicago Press, 1978) はこれにもとづいているのであろうか（ただしシカゴ大学の地図ではバーラーナシーとパータリプトラの間にも‘?’つきでアーラヴィーを示す）。

Unnao ディストリクトも Airwa もカーシのはるか西であり、①②に合わない。ここをアーラヴィーとする根拠は仏教典籍からは得られない。

玄奘にしたがえば、アーラヴィーは現在のチャープラー（Chāpra）近辺に比定される。しかし遺跡などは何も見つかっておらず、またここはパトナ（パータリプトラ）に距離が近すぎるため、法顕の挙げる数字と食い違う。『法句譬喻經』の王舎城から三四十里という情報にも合わない。

我々は本モノグラフ【論文4】および【論文5】においてアーラヴィーを Ballia に仮定した。Ballia はおよそバーラーナシーから東に 131km、パトナから西に 100km の地点にあたり、法顕の挙げる距離の比率（12 由旬：10 由旬）にほぼ合致する位置である。舎衛城からは南東に 490km、王舎城から北東に 103km に位置する。

(1) Malalasekera の *Dictionary of Pāli Proper Names* の ‘Ālavī’ の項目の記事による。Dilip K. Chakraborti, *Archaeological Geography of the Ganga Plain*, New Delhi, 2007, pp. 68-69 も Airwa とする。

[4] 結論すれば以下ようになる。アーラヴィーのサンスクリット語形が Aṭavi（森）であり、意識の漢訳がほぼ全て一致して「曠野」としていることから分かるように、この地名は本来、「森」、「林」の意である。‘ālavaka’ ‘ālavika’（アーラヴィー出身の）のサンスクリット語形の ‘āṭavika’ はカウティリヤの『実利論』（8.4）では「林住族」の意味で用いられている。建国伝説にこの地で商人を襲う 500 人の盗賊が言及されることも同様のイメージによるものかもしれない。

建国伝説は北伝のみに存するが、パーリのアッタカター（[2-6] 参照）ではアーラヴァカ・ヤッカの物語の発端は、アーラヴィーの王が鹿狩りに行ってヤッカに出くわし、保身のために日ごとに一人一人を食べさせることを約束してしまうことであるので、やはりこの地は森と関連付けられてイメージされていたことが分かる。

しかし、釈尊の時代には恐らくすでに養蚕があり、ハッタカのような長者がいて、彼は 500 人の優婆塞を従えていたというのであるから、それなりに開けていたと推測するのも不可能ではないであろう。

伝説ではピンピサーラ王の代にアーラヴィーが建国されたことになるが、原始仏教聖典には記述がないのであるから、これは必ずしも信用する必要はないと思われる。しかしながら、アーラヴィーが独立した国家であったと言うことは推定される位置から考えて首肯し難く、いずれかの大国に属していたと推測され、その大国はマガダであったことを、この伝説は示しているかもしれない。

しかし以上は推測の域を出るものではないため、本資料集ではアーラヴィーをアッタカター等の記事に基づいて「国」として扱い、その他国篇に含めた。

（岩井 昌悟）